

# 吾妻地域災害 医療対策マニュアル

吾妻保健福祉事務所

平成29年10月 施行  
令和 2年 9月 一部改正

# 目 次

## I 本文

1	目的	-----	1
2	基本的な考え方	-----	1
3	吾妻地域災害医療調整本部の設置連絡	-----	1
4	吾妻地域災害医療調整本部について	-----	2
5	関係機関の情報提供について	-----	3
6	災害時の医療情報・報告の流れ	-----	4

## II 様式

様式 1	(保健福祉事務所 ⇒ 関係機関)	-----	5
様式 2	(災害拠点病院用)	-----	6
様式 3	(病院・有床診療所用)	-----	7
様式 4	(無床診療所用)	-----	8
様式 5	(歯科診療所用)	-----	9
様式 6	(薬局用)	-----	10
様式 7	(町村用)	-----	11
様式 8	(警察・消防用)	-----	13

## III 各種連絡先等

1	県災害対策本部 健康福祉部 医療・防疫班	-----	14
2	県災害対策本部地方部 (地域機関)	-----	14
3	町村	-----	15
4	病院	-----	16
5	有床診療所	-----	17
6	医師会・歯科医師会・薬剤師会	-----	17
7	消防	-----	17
8	警察	-----	17
9	指定避難所・福祉避難所	-----	18
10	ヘリポート適地	-----	22
11	災害時に用いる主な通信手段について	-----	23

## IV 資料

	群馬県地域災害医療対策指針	-----	24
	吾妻地域災害医療対策要項	-----	28
	避難所日報 (避難所状況・避難者状況)	-----	29
	災害医療対策会議委員名簿	-----	31

## 1 目的

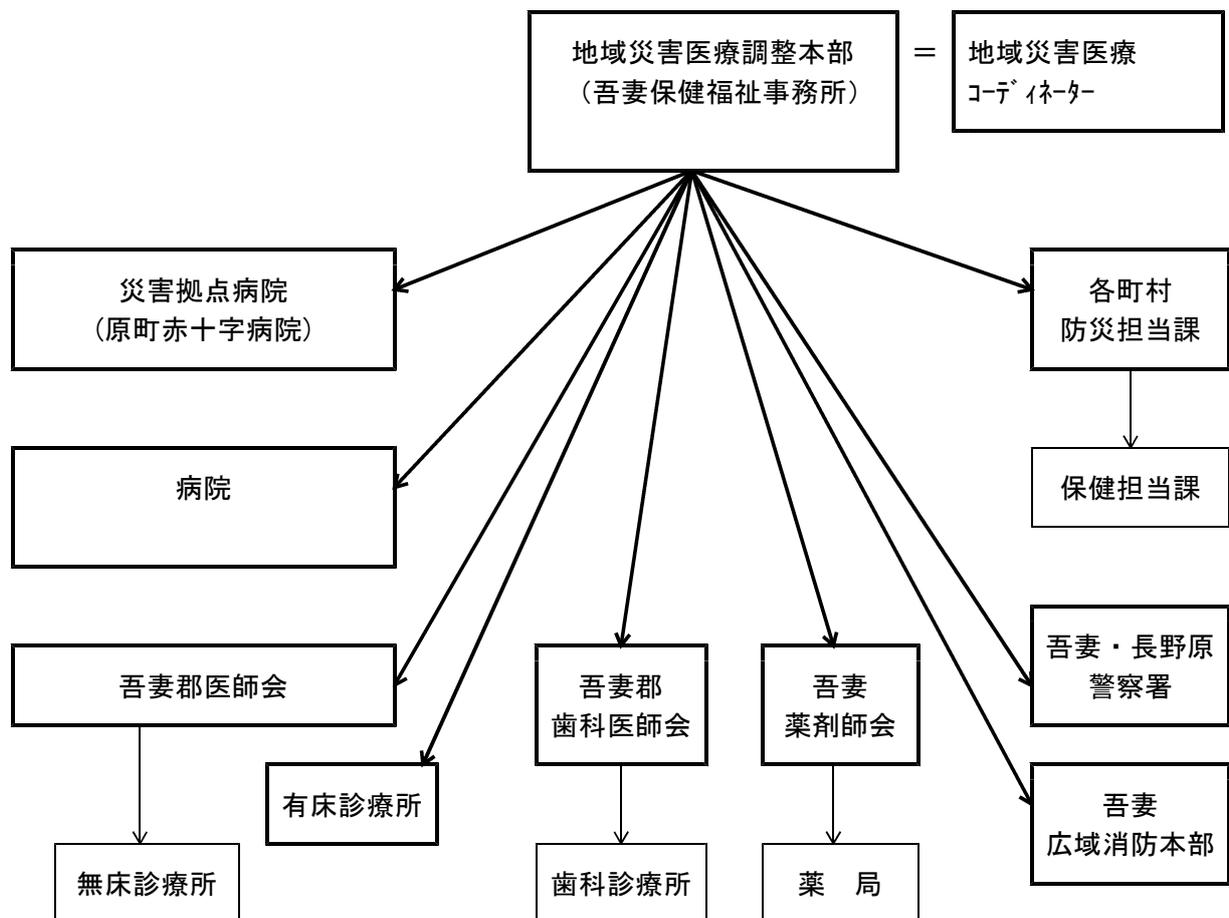
本マニュアルは、「群馬県地域災害医療対策指針」及び「吾妻地域災害医療対策要項」を踏まえ、災害医療対策に必要な情報の収集を中心に関係機関の具体的な対応を定めるものである。

## 2 基本的な考え方

災害の規模や内容、その時々状況により、柔軟に対応すること。  
(報告等は、状況により可能な範囲で行うこと。)

## 3 吾妻地域災害医療調整本部の設置連絡

吾妻保健福祉事務所が吾妻地域災害医療調整本部を設置した時は、調整本部はすみやかに各関係機関へ【様式1】により、FAX等で連絡する。



#### 4 吾妻地域災害医療調整本部について

##### (1) 設置場所

吾妻保健福祉事務所	
電 話 0279-75-3303	衛星携帯電話 070-4825-7291
FAX 0279-75-6091	(ワイドスター)

注) 被災により吾妻保健福祉事務所に調整本部を設置できない場合には、次の災害拠点病院に設置する。

原町赤十字病院	
電 話 0279-68-2711	衛星携帯電話 080-8841-8610
FAX 0279-68-2892	(ワイドスター)

##### (2) 構成及び業務内容

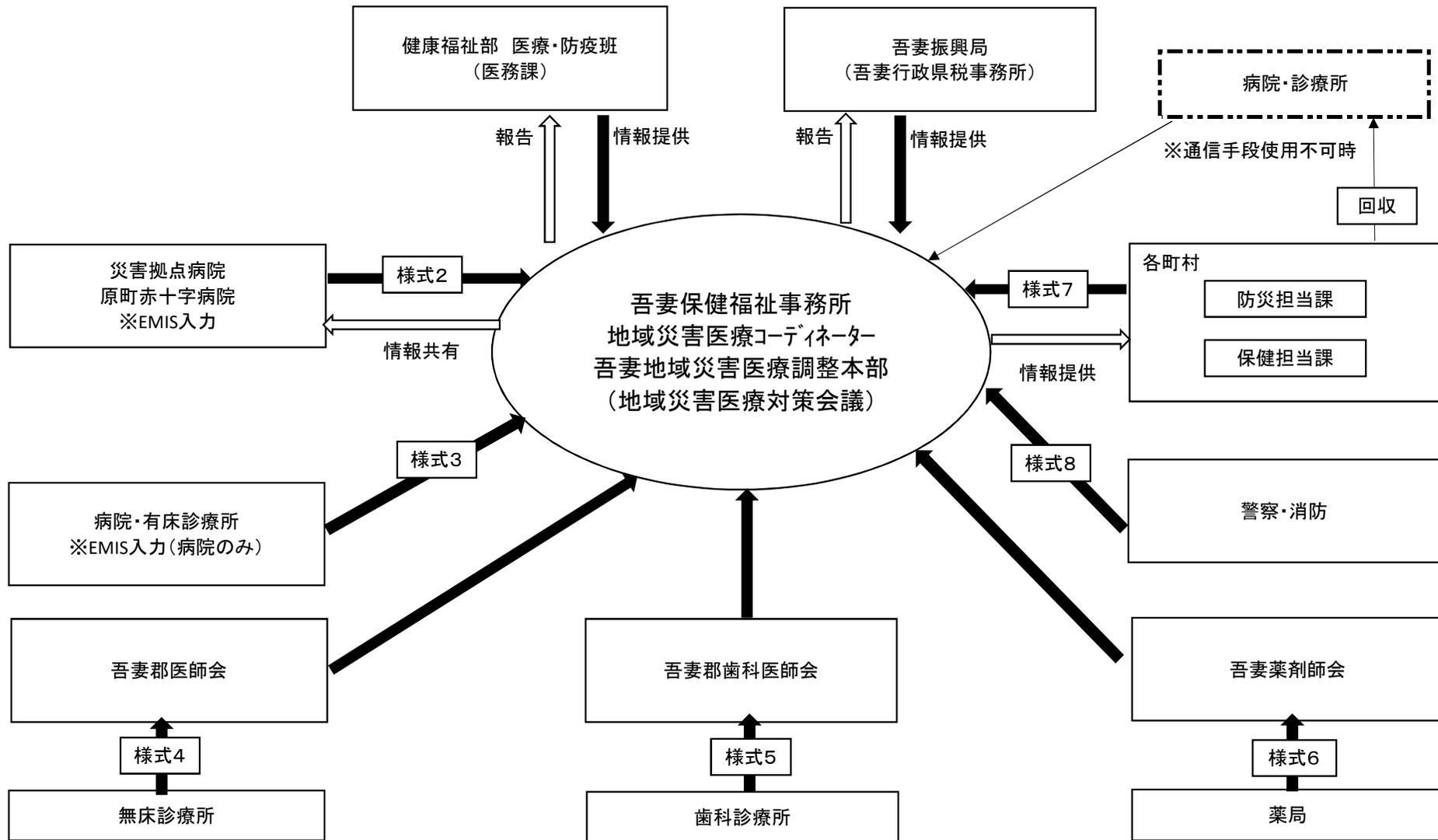
吾妻 保健福祉事務所	所 長 (所長不在の場合は、職位の順)	
地域災害医療 コーディネーター	吾妻郡医師会 救急担当理事 福田和彦医師	原町赤十字病院 町田浩志医師
スタッフ	吾妻保健福祉事務所、吾妻広域消防本部、町村 原町赤十字病院等	
	業務内容	医療情報班：情報の収集・分析・伝達・情報共有 医療調整班：管内の医療救護活動の総合調整 医療支援班：医療チームへの活動支援

5 関係機関の情報提供について

		通信手段が使用可能	通信手段が使用できない場合
医療 機 関 等	災害拠点 病 院	地域災害医療調整本部に【様式2】をFAXする。 第1～6報(調整本部設置時・発災後 6・12・24・36・48 時間) (以後24時間ごとに、報告済みの内容に変化がある場合は送付)	町村職員が【様式2】を回収し、地域災害医療調整本部に持参する。
	病 院 有床診療所	地域災害医療調整本部に【様式3】をFAXする。 第1～5報(調整本部設置時・発災後 12・24・36・48 時間) (以後24時間ごとに、報告済みの内容に変化がある場合は送付)	町村職員が【様式3】を回収し、地域災害医療調整本部に持参する。
	無床診療所	吾妻郡医師会事務局に【様式4】をFAXする。 吾妻郡医師会事務局は、地域災害医療調整本部にFAXで報告する。 第1報～2報(調整本部設置時・発災後 24時間) (以後24時間ごとに、報告済みの内容に変化がある場合は送付)	町村職員が【様式4】を回収し、地域災害医療調整本部に持参する。 (優先順位を考慮し、可能な範囲で)
	歯科診療所	調整本部設置時・発災後48時間頃、【様式5】により、吾妻郡歯科医師会に情報提供する。 吾妻郡歯科医師会は、地域災害医療調整本部に情報提供する。 (以後、24時間ごとに、報告済みの内容に変化があり、必要と判断される場合は情報提供する。)	
	薬 局	調整本部設置時・発災後48時間頃、【様式6】により、吾妻薬剤師会に情報提供する。 吾妻薬剤師会は、地域災害医療調整本部に情報提供する。 (以後、24時間ごとに、報告済みの内容に変化があり、必要と判断される場合は情報提供する。)	

		通信手段が使用可能	通信手段が使用できない場合
町  村	防災担当 課	地域災害医療調整本部に【様式7】をFAXする。 第1～5報(調整本部設置時・発災後 12・24・36・48 時間) (以後24時間ごとに、報告済みの内容に変化がある場合は送付)	【様式7】を地域災害医療調整本部に持参する。  【様式2】・【様式3】・【様式4】を回収し、地域災害医療調整本部に持参する。 ※優先順位 1位 病院 2位 有床診療所 3位 人工透析設備のある診療所 4位 避難所・救護所の周辺等の診療所
	保健担当 課	【様式7】について必要な情報を防災担当課に報告	
消防本部		搬送時等に知り得た災害医療対策に必要な情報について、随時、地域災害医療調整本部に報告する。【様式8】	
警察署		巡回時等に知り得た災害医療対策に必要な情報について、随時、地域災害医療調整本部に報告する。【様式8】	

## 6 災害時の医療情報・報告の流れ



# 緊急連絡

令和 年 月 日 時 分 発信

## 吾妻地域災害医療調整本部

を設置しました。

次のとおり調整本部が設置されたことを連絡してください。

・各町村の防災部門 → 各町村の保健部門

・吾妻郡医師会

→各医療機関(病院、有床診療所を除く)

・吾妻郡歯科医師会 →各会員

・吾妻薬剤師会 →各会員

各関係機関は、「吾妻地域災害医療対策マニュアル」に従い、被災状況・医療機関情報等の収集活動を実施してください。

各病院は、速やかにEMISの入力を行ってください。  
また被災状況報告について、令和 年 月 日  
時までに報告してください。

吾妻保健福祉事務所長

調整本部設置場所

吾妻保健福祉事務所

(電話 FAX )

原町赤十字病院

(電話 FAX )

FAX送付先 災害医療調整本部 御中

※ 通信手段使用不可の場合は、町村職員が回収に伺います。  
(状況によっては、伺えない場合もありますので、その場合は、作成のみお願いします。)

## 災害拠点病院 被災状況報告書

- 第1報(調整本部設置時)     第5報(発災後24時間)  
 第2報(発災後16時間)     第6報(発災後48時間)  
 第3報(発災後12時間)     第 報(以後必要に応じ随時)  
 第4報(発災後18時間)

### 1 医療機関名

医療機関名	報告者の職名・氏名	電話番号	報告年月日・時間

### 2 EMISについて

稼働状況	データ入力状況	備考
使用可能・一部使用不能・使用不能	済み・未済	

### 3 患者・職員の被災状況

患者	死亡: 名	重症: 名	中等症: 名	軽症: 名	行方不明: 名
職員	死亡: 名	重症: 名	中等症: 名	軽症: 名	行方不明: 名

### 4 施設等の被災状況(第1報は、記入。第2報以後は、追加修正がある場合のみ記入)

区分	被害状況	備考	区分	被害状況	備考
施設	入院病棟倒壊、又は倒壊の恐れ 有・無		医薬品	医薬品・衛生資機材の不足 有・無	
患者	多数患者の受診 有・無		医療ガス	医療ガスの不足 有・無	
電気	使用可能・一部使用不能・使用不能		ガス	使用可能・一部使用不能・使用不能	
電話	通話可能・一部不通・不通		エレベーター	使用可能・使用不能	
上水道	使用可能・一部使用不能・使用不能		採血検査	可 ・ 不可	
下水道	使用可能・一部使用不能・使用不能		単純撮影・CT	可 ・ 不可	

### 5 医療従事者の派遣について( にしでチェック )

派遣要請     医師が(      名)不足、看護師が(      名)不足、派遣を要請します。  
 派遣要請を検討中です。

派遣します     医師(      名)、看護師(      名)を派遣できます。  
 薬剤師(      名)・栄養士(      名)・放射線技師(      名)・事務職(      名)を派遣できます。  
 職員の派遣を検討中です。

FAX送付先 災害医療調整本部 御中

※ 通信手段使用不可の場合は、町村職員が回収に伺います。  
(状況によっては、伺えない場合もありますので、その場合は、作成のみお願いします。)

## 病院・有床診療所 被災状況報告書

- 第1報(調整本部設置時)     第4報(発災後36時間)  
 第2報(発災後12時間)     第5報(発災後48時間)  
 第3報(発災後24時間)     第 報(以後必要に応じ随時)

### 1 医療機関名

医療機関名	報告者の職名・氏名	電話番号	報告年月日・時間

### 2 EMISについて (病院のみ)

稼働状況	データ入力状況	備考
使用可能・一部使用不能・使用不能	済み・未済	

### 3 患者・職員の被災状況

患者	死亡: 名	重症: 名	中等症: 名	軽症: 名	行方不明: 名
職員	死亡: 名	重症: 名	中等症: 名	軽症: 名	行方不明: 名

### 4 施設等の被災状況(第1報は、記入。第2報以後は、追加修正がある場合のみ記入)

区分	被害状況	備考	区分	被害状況	備考
施設	入院病棟倒壊、又は倒壊の恐れ	有・無	医薬品	医薬品・衛生資機材の不足	有・無
患者	多数患者の受診	有・無	医療ガス	医療ガスの不足	有・無
電気	使用可能・一部使用不能・使用不能		ガス	使用可能・一部使用不能・使用不	
電話	通話可能・一部不通・不通		エレベーター	使用可能・使用不能	
上水道	使用可能・一部使用不能・使用不能		採血検査	可・不可	
下水道	使用可能・一部使用不能・使用不能		単純撮影・CT	可・不可	

### 5 外来診療について( にしでチェック )

外来受入  可  不可  検討中

※ 外来受入れ可能の病院のみ回答願います。

- 診療科目 科名 ( )  
 診療時間 外来診療時間( ~ )  
 診療条件  軽易な傷病(トリアージ緑色「軽症群」)  
 多少治療の時間がかかっても、生命に危険のないもの(トリアージ黄色「中等症」)  
 生命を救うため、直ちに処置が必要なもの(トリアージ赤色「重症群」)  
 その他( )

### 6 入院受入について( にしでチェック )

入院受入  可  不可  検討中

病床数( 床)

### 7 医療従事者の派遣について( にしでチェック )

派遣要請  医師が( 名)不足、看護師が( 名)不足、派遣を要請します。  
 派遣要請を検討中です。

派遣します  医師( 名)、看護師( 名)を派遣できます。  
 薬剤師( 名)・栄養士( 名)・放射線技師( 名)・事務職( 名)を派遣できます。  
 職員の派遣を検討中です。

FAX送付先 吾妻郡医師会 御中

※ 通信手段使用不可の場合は、町村職員が回収に伺います。  
(状況によっては、伺えない場合もありますので、その場合は、作成のみお願いします。)

## 無床診療所 被災状況報告書

第1報(調整本部設置時)  第1報(以後必要に応じ随時)  
 第2報(発災後24時間)

4

### 1 医療機関名

医療機関名	報告者の職名・氏名	電話番号	報告年月日・時間

### 2 施設等の被災状況(第1報は、記入。第2報以後は、追加修正がある場合のみ記入。)

区分	被害状況	備考	区分	被害状況	備考
電気	使用可能・一部使用不能・使用不能		ガス	使用可能・一部使用不能・使用不能	
電話	通話可能・一部不通・不通		採血検査	可 ・ 不可	
上水道	使用可能・一部使用不能・使用不能		単純撮影・CT	可 ・ 不可	
下水道	使用可能・一部使用不能・使用不能				

### 3 外来診療について( にレでチェック )

外来受入  可  不可  検討中

※ 外来受入れ可能の診療所のみ回答願います。

診療科目 科名 ( )

診療時間 外来診療時間( ~ )

- 診療条件
- 軽易な傷病(トリアージ緑色「軽症群」)
  - 多少治療の時間がかかっても、生命に危険のないもの(トリアージ黄色「中等症」)
  - その他( )

### 4 医療従事者の派遣について( にレでチェック )

派遣要請  医師が( 名)不足、看護師が( 名)不足、派遣を要請します。  
 派遣要請を検討中です。

派遣します  医師( 名)、看護師( 名)を派遣できます。  
 薬剤師( 名)・栄養士( 名)・放射線技師( 名)・事務職( 名)を派遣できます。  
 職員の派遣を検討中です。

### 5 傷病者の来院状況、その他特記事項等お書きください。





FAX送付先 災害医療調整本部 御中

## 町・村 被災状況報告書

- 第1報(調整本部設置時)     第4報(発災後36時間)  
 第2報(発災後12時間)     第5報(発災後48時間)  
 第3報(発災後24時間)     第 報(以後必要に応じ随時)<sup>4</sup>

報告日時		年 月 日 午前・午後 時 分				
報告者		所属 氏名				
避難所	名称	場所	避難人数	体調不良者	健康調査の実施の有無	その他(特記事項等)
	1		人	人	有・無	
	2		人	人	有・無	
	3		人	人	有・無	
	4		人	人	有・無	
	5		人	人	有・無	
	6		人	人	有・無	
救護所	名称	場所	救護班の派遣活動状況		救護班等の派遣要請の有無等 その他(特記事項等)	
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
その他特記事項						

注)記入しきれない場合には、様式7 別紙に記入願います。

町・村 被災状況報告書

報告日時		年 月 日		午前・午後 氏 名		時 分	
避難所	名称	場 所	避難人数	体調不良者	健康調査の 実施の有無	その他 (特記事項等)	
	8		人	人	有・無		
	9		人	人	有・無		
	10		人	人	有・無		
	11		人	人	有・無		
	12		人	人	有・無		
	13		人	人	有・無		
	14		人	人	有・無		
	15		人	人	有・無		
	16		人	人	有・無		
	17		人	人	有・無		
	18		人	人	有・無		
	19		人	人	有・無		
20		人	人	有・無			
救護所	名称	場 所	救護班の派遣活動状況		救護班等の派遣要請の有無等 その他(特記事項等)		
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
その他特記事項							



1 県災害対策本部 健康福祉部 医療・防疫班

所 属	所在地	連絡先		
医務課	前橋市大手町1-1-1	電話 027-226-2534 fax 027-223-0531	Eメール imuka@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-3001-2530

2 県災害対策本部 地方部 (現地災害対策本部)

名 称	所在地	連絡先		
(総務経済班) 吾妻行政県税事務所	中之条町大字中之条町 664	電話 75-3301 fax 75-3551	E-mail agagyo@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-316-1100
(保健福祉班) 吾妻保健福祉事務所	中之条町大字西中之条 183-1	電話 75-3303 fax 75-6091	E-mail agahofuku-kifukusi@pref.gunma.lg.jp	
(森林環境班) 吾妻環境森林事務所	中之条町大字中之条町 664	電話 75-4611 fax 75-6548	E-mail agakan@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-316-1300
(農業班) 吾妻農業事務所	中之条町大字中之条町 664	電話 75-2311 fax 75-6872	E-mail aganou@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-316-1500
(県土整備班) 中之条土木事務所	中之条町大字中之条町 709-1	電話 75-3047 fax 75-4641	E-mail nakado@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-336-6300
(教育班) 吾妻教育事務所	中之条町大字中之条町 664	電話 75-3370 fax 75-7426	E-mail agakyou@pref.gunma.lg.jp	防災電話 4-316-1400

3 町村

市町村	課 名	所在地	連絡先		
中之条町	総務課	中之条町大字中之条町1091	電話75-2111 fax75-6562	Eメール soumu@town.nakanojo.lg.jp	防災電話 4-430-1-600 防災 fax 4-430-6800 衛星携帯電話 090-4828-3359
長野原町	総務課	長野原町大字長野原1340-1	電話82-2244 fax82-3115	Eメール soumu2244@town.naganohara.lg.jp	防災電話 4-431-6300 防災 fax 4-431-6800 衛星携帯電話 090-2425-7030 衛星携帯電話 090-2425-7031
嬭恋村	総務課	嬭恋村大字大前110	電話96-0511 fax96-0516	Eメール soumu@vill.tsumagoi.lg.jp	防災電話 4-432-6300 防災 fax 4-432-6800 衛星携帯電話 080-1038-0201
草津町	愛町部	草津町大字草津28	電話88-0001 fax88-0002	Eメール bousai@town.kusatsu.gunma.jp	防災電話 4-433-6300 防災 fax 4-433-6800 衛星携帯電話 080-9989-9214
高山村	総務課	高山村大字中山2856-1	電話63-2111 fax63-2768	Eメール soumu@vill.gunma-takayama.lg.jp	防災電話 4-435-6300 防災 fax 4-435-6800
東吾妻町	総務課	東吾妻町大字原町1046	電話68-2111 fax68-4900	Eメール soumu@town.higashiagatsuma.gunma.jp	防災電話 4-436-6300 防災 fax 4-436-6800

#### 4 病院

名 称	所在地	連絡先		
(公社)群馬県医師会群馬リハビリテーション病院	中之条町大字上沢渡 2136	電話 66-2121 fax 66-2900	E-mail iryou@reha.gunma.jp	
田島病院	中之条町大字中之条町 1782	電話 75-3350 fax 75-6505	E-mail tajima.h@crest.ocn.ne.jp	2次救急医療機関
吾妻さくら病院	中之条町大字伊勢町 782-1	電話 75-3011 fax 75-3299	E-mail yayoi-kai@themis.ocn.ne.jp	2次救急医療機関
吾妻広域町村圏振興組合立中之条病院	中之条町大字五反田 3891	電話 75-3332 fax 75-6504	E-mail qqnakano@agate.plala.or.jp	
原町赤十字病院	東吾妻町大字原町698	電話 68-2711 fax 68-2892	E-mail hrc@haramachi.jrc.or.jp	2次救急医療機関
長生病院	長野原町大字長野原71	電話 82-2188 fax 82-3854	E-mail chousei@cube.ocn.ne.jp	2次救急医療機関
国立療養所栗生楽泉園	草津町大字草津乙647	電話 88-3030 fax 88-5473		
草津こまくさ病院	草津町大字草津字白根 464-701	電話 88-4321 fax 88-7654	E-mail info@k-syukokai.or.jp	2次救急医療機関
西吾妻福祉病院	長野原町大字大津746-4	電話 83-7111 fax 83-8032	E-mail info@nawh.jp	2次救急医療機関

### 5 有床診療所

名 称	所在地	連絡先		
けんもち医院	中之条町大字伊勢町 837-1	電話 75-5155 fax 75-1097	E-mail kenmochi@mail.gunma.med.or.jp	
櫻井医院	長野原町大字長野原 1585-1	電話 82-3999 fax 82-3997	E-mail sakrai-iin@smile.ocn.ne.jp	2次救急医療機関

### 6 医師会、歯科医師会、薬剤師会

名 称	所在地	連絡先		
吾妻郡医師会	中之条町大字伊勢町25- 9	電話 75-3334 fax 75-6228	E-mail of_aga@mail.gunma.med.or.jp	
吾妻郡歯科医師会	中之条町大字伊勢町951-7 ※かわごえデンタルクリニッ ク	電話 75-3131 fax75-5784		
吾妻薬剤師会	嬭恋村大字三原453 ※嬭恋薬局	電話97-2068 fax97-4189		

### 7 消防

名 称	所在地	連絡先		
吾妻広域消防本部	東吾妻町大字植栗1174-1	電話 68-0119 fax 68-2959	E-mail to-syomu@fd-agatsuma.jp	防災電話 4-499-6305 防災FAX 4-499-6800

### 8 警察

名 称	所在地	連絡先		
吾妻警察署	東吾妻町大字原町21-1	電話 68-0110 fax 68-3915		衛星携帯 090-5320-7892 (ワイドスター)
長野原警察署	長野原町大字長野原 1520-4	電話 82-0110 fax 82-0110		衛星携帯 090-4053-7742 (ワイドスター)

## 9 避難所

### 中之条町 避難所

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	六合小学校	小雨599	95-3571	
2	六合支所	小雨577-1	95-3111	
3	10区公民館	入山3924-1		
4	商工会六合支所	小雨182	95-3549	
5	生須公民館	生須331-1		
6	中之条山の上庭園	入山4046-2	80-7123	
7	広池公民館	赤岩1140-13	95-3440	
8	六合保健センター	赤岩195	95-3331	
9	下沢公民館	日影149-3		
10	中組公民館	日影820-7	95-3747	
11	八幡公民館	日影1000		
12	湯久保公民館	日影1256		
13	太子公民館	太子71	95-3051	
14	品木公民館	入山53		
15	田代原公民館	入山4075	95-5264	
16	小倉公民館	入山170		
17	長平公民館	入山314		
18	根広公民館	入山629		
19	和光原公民館	入山1283		
20	入山体育館	入山1573		
21	ふるさと活性化センター	入山2694	95-5283	
22	京塚公民館	入山3336	95-5025	
23	バイテック文化ホール	西中之条135	75-5174	
24	シルクパーク	西中之条250-1	75-6781	
25	中之条中学校	中之条町1395-1	75-6464	
26	総合体育館	中之条町1440	75-4623	
27	中之条小学校	伊勢町1035-1	75-2130	
28	吾妻中央高等学校	中之条町1303	75-3455	
29	ツインプラザ	伊勢町1005-1	76-3111	
30	旧沢田小学校	下沢渡964	66-2718	
31	旧西中学校	下沢渡575		
32	沢田幼稚園	下沢渡38-2	75-2007	
33	沢田公民館	下沢渡36	75-4184	
34	旧第三小学校	四万3954	64-2575	
35	ゆずりは荘	四万4345	64-2031	
36	イサマムラ	五反田3534-4		
37	伊参交流館	岩本3200-1		
38	伊参公民館	五反田3534-3	75-4186	
39	旧名久田小学校	平2138	75-2159	
40	名久田公民館	赤坂164	75-4185	
41	中之条保育所	西中之条65	75-4603	
42	伊勢町保育所	伊勢町1344-9	75-3929	
43	県立吾妻特別支援学校	伊勢町1035-1	26-2116	
44	高齢者センター	小雨21-1		
45	六合温泉医療センター	入山1478	95-5711	

### 中之条町 福祉避難所

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
--	-----	-------	-----	-----

1	中之条町健康センター	中之条町1091		
2	六合健康センター	赤岩195		

長野原町 避難所

	名 称	所 在 地	電話 fax	備 考
1	川原畑住民センター	川原畑566-1	82-2244	
2	川原湯(打越)住民センター	川原湯454-45	83-2591	
3	横壁住民センター	横壁537-17	82-2244	
4	町立第一小学校	林1394-5	82-2145	
5	林住民センター	林570-2	82-3660	
6	町立東中学校	長野原1110-1	82-2064	
7	長野原地区住民センター	長野原239-2	82-2386	
8	住民総合センター(@長野原)	長野原1340-1	82-2244	
9	町立中央小学校	大津4	82-2026	
10	大津地区多目的集会施設	大津244-2	83-7125	
11	羽根尾生活改善センター	羽根尾241-3	82-3688	
12	若人の館	与喜屋270-3	82-2248	
13	与喜屋公民館	与喜屋956-1	82-2244	
14	与喜屋地区多目的集会施設	与喜屋326-4	82-2244	
15	屋内運動場	与喜屋270-1	82-2248	
16	町立応桑小学校	応桑20-2	85-2002	
17	応桑地区多目的集会施設	応桑271-6	85-2821	
18	町立西小学校	応桑1543-310	85-2249	
19	町立北軽井沢小学校	北軽井沢1924	84-3010	
20	北軽井沢住民センター	北軽井沢1988-775	84-3004	

長野原町 福祉避難所

	名 称	所 在 地	電話	備 考
1	長野原町老人福祉センター	与喜屋1624	82-4487	

嬭恋村 避難所

	名 称	所 在 地	電話	備 考
1	田代体育館	田代438		
2	田代コミュニティーセンター	田代418-3	98-0637	
3	干俣体育館	干俣1313		
4	干俣生活改善センター	干俣365	96-1778	
5	仁田沢集落センター	干俣2407-171	96-1954	
6	嬭恋中学校体育館	大笹1654-2	96-0009	
7	西部幼稚園	大笹176-1	96-1027	
8	大笹公民館	大笹1720-1	96-1871	
9	大平集落センター	大笹3449-670	96-1957	
10	北山集落センター	大笹1979-376	96-1956	
11	中原住民センター	大笹3140	96-1727	
12	山梨コミュニティーセンター	大笹2808	96-1959	
13	砂井集会所	大笹2084	96-1958	
14	西部小学校体育館	大前805-1	96-0013	
15	農村環境改善センター	大前1000	96-1551	
16	大前活性化センター	大前395-1	96-0946	
17	嬭恋村役場	大前110	96-0511	
18	細原集落センター	大前2146-1	96-1722	
19	西窪生活改善センター	西窪458-1	97-1108	

20	門貝コミュニティセンター	門貝187	97-1107	
21	東部小学校体育館	三原679-3	97-3026	
22	孺恋会館	三原691	80-2330	
23	三原多目的集会施設	三原502-1	97-3106	
24	鎌原公民館	鎌原398		
25	東部こども園体育館	鎌原1339	97-2670	
26	鎌原多目的センター	鎌原427-2		
27	浅間開拓集会所	鎌原1052-270		
28	芦生田区民ふれあいセンター	芦生田480-2	97-1120	
29	袋倉生活改善センター	袋倉782-3	97-1109	
30	今井集落センター	今井1130-1	97-2940	
31	半出来コミュニティセンター	今井248-3	97-1020	
32	石津住民センター	今井1336-1	97-4318	
33	仙の入集落センター	今井1062-176	97-4567	
34	万座プリンスホテル	干俣2401	97-1111	
35	地域交流センター	鎌原494-11	82-5566	

孺恋村 福祉避難所

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	孺恋村農村環境改善センター	大前1000	96-1551	

草津町 避難所

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	草津小学校	草津3-1	88-2156	
2	草津中学校	草津464-27	88-2227	
3	草津町総合保健福祉センター	草津464-28	88-1050	
4	草津町役場	草津28	88-0001	
5	草津町総合体育館	草津461	88-5288	
6	健康増進センター大滝乃湯	草津596-13	88-2600	
7	楽泉園中央会館	草津乙647	88-3030	
8	天狗山レストハウス	草津字白根国有林58林班口7小班	88-6111	
9	前口区民館	前口389-10	88-6250	
10	前口公民館	前口285-3		
11	ベルツこども園	草津58	88-3289	

草津町 福祉避難所

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	草津町総合保健福祉センター	草津464-28	88-1050	

高山村 避難所

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	高山小学校	中山2795	63-2001	
2	高山中学校	中山3750	63-2002	
3	いぶき会館	中山3410	63-3046	
4	高山村保健福祉センター	中山3410	63-1311	
5	道の駅「中山盆地」	中山2357-1	63-2000	

高山村 福祉避難所

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	高山村保健センター	中山3410	63-1311	

東吾妻町 避難所

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	農村環境改善センター	奥田39-1	59-3111	
2	東公民館箱島分館	箱島1070	59-3943	
3	東小学校	箱島1596-1	59-3014	
4	東公民館岡崎分館	岡崎1514	59-3769	
5	柏原集会所	岡崎27-3	59-3638	
6	東公民館新巻分館	新巻739	59-3763	
7	太田小学校	植栗1104	68-2389	
8	おおたこども園	植栗3333	68-2062	
9	太田公民館	植栗160	68-2328	
10	東吾妻町役場	原町1046	68-2111	
11	原町小学校	原町5228	68-2016	
12	東吾妻中学校	原町5230	68-2243	
13	はらまちこども園	原町5160	68-2895	
14	旧原町保育所	川戸737	68-2853	
15	町民体育館	川戸235	68-0245	
16	岩島小学校	岩下46	67-2039	
17	いわしまこども園	岩下45	67-3631	
18	旧岩島保育所	岩下71-3	67-2506	
19	岩島公民館	岩下102	67-2001	
20	坂上小学校	本宿389	69-2005	
21	さかうえこども園	本宿407-1	69-3515	
22	旧大戸保育所	大戸350-3	69-2214	
23	坂上公民館	本宿90	69-2001	

東吾妻町 福祉避難所

	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	東吾妻町保健センター	原町1117-1	68-5021	

10 ヘリポート適地

	町村名	所在地	住所	電話番号	備考
1	中之条町	中之条町民グラウンド	中之条町伊勢町		
2		中之条小学校	中之条町伊勢町1035	75-2130	
3		シルクパーク	中之条町西中之条250-1	75-6781	
4		沢田グラウンド	中之条町下沢渡575		
5		総合運動場	中之条町中之条町1440	75-4623	
6		総合運動場(六合地区)	中之条町生須字大梨地535		
7		旧入山小学校校庭	中之条町入山字引沼1573-3		
8		六合ヘリポート	中之条町太子字花園240-3		
9		六合小学校校庭	中之条町大字小雨599-1	95-3571	
10	長野原町	北軽井沢ふれあい広場	長野原町北軽井沢1990-5372	84-2047	
11		北軽井沢小学校	長野原町北軽井沢1924-44	84-3010	
12		東中学校	長野原町長野原1110-1	82-2064	
13		長野原高校	長野原町与喜屋21-1	82-2388	
14		第1小学校	長野原町林1394-5	82-2145	
15		長野原町浅間園	嬭恋村鎌原1053-20	86-3000	
16		西吾妻福祉病院	長野原町大津746-4	83-7111	
17		西中学校	長野原町応桑1543-310	85-2249	
18	嬭恋村	総合グラウンド	嬭恋村大字芦生田557-1		
19		東部こども園	嬭恋村大字鎌原1339	97-2670	
20		嬭恋村運動公園	嬭恋村大字大笹1-1		
21		夏季スケート練習場	嬭恋村大字大前1120		
22		旧田代小学校グラウンド	嬭恋村大字田代438		
23		旧干俣小学校グラウンド	嬭恋村大字干俣1313		
24	草津町	草津中学校	草津町草津464-27	88-2227	
25		天狗山第5駐車場	草津町草津字白根国有林158林班		
26		草津小学校	草津町草津3-1	88-2156	
27		草津音楽の森ヘリポート	草津町草津字白根国有林154林班		
28	高山村	北毛青年の家グラウンド	高山村中山6853-18		
29		高山小学校	高山村中山2795	63-2001	
30		村民野球場	高山村中山3750		
31		高山中学校	高山村中山3750	63-2002	
32	東吾妻町	東総合運動場	東吾妻町新巻1961		
33		東支所	東吾妻町奥田39番地の1		
34		東吾妻町総合グラウンド	東吾妻町原町317		
35		岩島小学校	東吾妻町岩下46	67-2039	
36		坂上小学校	東吾妻町本宿401-1	69-2005	

※群馬県地域防災計画より

## 1 1 災害時に用いる主な通信手段について

### (1) 衛星携帯電話

- ・陸上・海上・空での利用が可能な人工衛星を利用した携帯電話。
- ・非常災害時に陸上の通信インフラ（基地局等）が機能しない状況でも利用可能。
- ・主なサービス名（提供会社）と提供エリア

イリジウム、インマルサット BGAN（KDDI） 全世界

ワイドスター（NTT ドコモ） 日本全土・日本近海

- ・留意点（両社共通）

衛星携帯～携帯電話・固定電話 …地上の基地局を経由する。災害の影響を受けやすい。

衛星携帯～衛星携帯 …地上局を経由しないことが可能。災害の影響を受けにくい。

### (2) 防災電話・f a x

- ・通話できる所属（発信側、受信側ともに通話用防災無線の設置所属のみ使用可。）

県庁、県合同庁舎（吾妻など11か所）、市町村、消防本部（吾妻など9か所）、消防局（前橋市、高崎市）、陸上自衛隊第十二旅団、前橋地方気象台、日本赤十字社群馬県支部、群馬ヘリポート、NHK 前橋支局、FM 群馬、群馬テレビなど

- ・通信系統

地上系と衛星系（番号の最初の数字で使い分ける。例：「4」は地上系、「5」は衛星系）

### (3) 電子メールなど

- ・大規模災害発生時には、音声通話が集中し、電話がつながりにくくなる。
- ・音声通話と異なり、パケット通信を利用したメール等は比較的つながりやすい。

### (4) 災害時優先電話

- ・発信のみ優先扱いとなる（着信については一般電話と同じ扱い）。
- ・電話番号は外部に公表しない（公表しても意味がないだけでなく、電話が殺到して使用できないため。）。
- ・固定電話だけでなく、携帯電話も設定可能。

# 群馬県地域災害医療対策指針

## I 目的

本指針は、群馬県内において災害により多数傷病者が発生した場合における、地域災害医療対策会議の対応、関係機関の連携方法等について定めることにより、地域における災害医療対策の充実を図ることを目的とする。

## II 広域災害（大地震等）の対応

### 1 急性期（発災から48時間程度まで）

#### （1）初動対応及び医療チームの受入・配置調整

ア 急性期における県内に派遣された医療チームの受入・配置調整等は、群馬県地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーター（災害医療サブコーディネーターを含む。）の協力を得て、群馬県災害対策本部の健康福祉部内に設置される医療・防疫班（日本DMAT活動要領に定める都道府県災害医療本部に相当）において行う。

イ 医療・防疫班には、DMATの受入・配置調整等を行うDMAT調整本部、日本赤十字社救護班（以下「日赤救護班」という。）の受入・配置調整等を行う日赤救護班調整本部、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の受入・配置調整等を行うJMAT調整本部等を設置し、各調整本部は医療・防疫班の指揮下に置かれるものとする。

ウ 県保健福祉事務所及び市保健所（以下「保健福祉事務所等」という。）は群馬県健康福祉部医療介護局医務課（以下「医務課」という。）と連携しながら、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）、衛星携帯電話、防災無線、災害時優先電話等（衛星携帯電話、防災無線が設置されていない保健福祉事務所等にあっては、通信規制を受けない災害時優先電話）のほか電子メール（停電時には携帯電話のメール）、インターネット電話等を活用し、また、必要に応じて現地に職員派遣するなどして、管轄区域内の病院の被災状況の情報収集（EMISへの情報の代行入力を含む。）を行う。また、各種連絡手段等により、診療所、薬局等の被災状況の情報収集を行う。

（県内で最大震度5弱以上の地震が発生した場合、医務課はEMISを災害モードに切り替え、病院に対しEMISに情報を入力するよう依頼し、被災状況の情報収集を開始するため、保健福祉事務所等は、EMISを確認するとともに、必要に応じて情報収集の支援を行う。）

#### （2）保健福祉事務所等の対応

ア 保健福祉事務所等は管轄区域の地域災害医療コーディネーターにあらかじめ定めた連絡方法により状況の報告を行うとともに、地域災害医療対策会議の開催時期、活動方針等今後の対応方法について協議する。

イ 保健福祉事務所等は、管轄区域内の災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部及び指揮所並びに日赤救護班、JMAT及びその他の医療チームの活動拠点が設置された場合には、当該活動拠点に対し、収集した情報を提供する。

ウ 保健福祉事務所等は、保健福祉事務所等及び管轄区域内の市町村に直接医療チームが参集した

場合には、医療・防疫班に当該医療チームに関する情報を報告するとともに、当該医療チームの配置調整について協議する。

エ 保健福祉事務所等は、日本DMAT活動要領に基づき活動するDMAT及び災害医療対策事業等実施要綱に基づき活動する災害拠点病院並びに日赤救護班、JMAT、その他の医療チームの活動を支援する。

オ 保健福祉事務所等が被災により機能しない場合には、医務課が当該地域の対応を直接行う。

### (3) 地域災害医療対策会議の開催

ア 保健福祉事務所等は管轄区域内に派遣された医療チームと情報（管轄区域内の医療機関の被災状況及び稼働状況、医療チームの状況、救護所及び避難所の設置状況及び医療ニーズ、道路状況等の情報）の共有を行うため、地域災害医療コーディネーターと協議の上、地域災害医療対策会議が開催できる状況になり次第、関係機関に連絡を行い、速やかに会議を開催する。なお、急性期に会議を開催することが困難な場合には、亜急性期以降、可及的速やかに開催するものとし、開催できるまでの間は関係機関と情報共有を図るものとする。

イ 保健福祉事務所等が機能不全に陥った場合等であって、保健福祉事務所等が会議を開催することが困難なときは、地域災害医療コーディネーターの協力を得て、医務課が会議を開催する。

ウ 保健福祉事務所等は地域災害医療対策会議の活動状況について医務課に情報提供する。また、医務課は医療・防疫班の活動状況を保健福祉事務所等へ情報提供する。

エ 会議は、保健福祉事務所等のほか、災害拠点病院、医師会等関係者の連携が容易であり、かつ、安全な場所で開催する。

## 2 亜急性期（発災48時間程度から1週間程度まで）

### (1) 医療チームの受入・配置調整

ア 亜急性期以降における、各地域に派遣された医療チームの受入・配置調整等は、地域災害医療コーディネーターの協力を得て、保健福祉事務所等が行う。

イ 保健福祉事務所等は、医師会、歯科医師会、薬剤師会を通じ地域の医療機関及び薬局の状況（診療・営業の状況、診療・営業時間、診療科、医薬品等の保有状況等）を調査し、地域災害医療対策会議に報告する。

ウ 保健福祉事務所等は、救護所、避難所等における医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図り、地域災害医療コーディネーターと協議の上、医療チームを救護所、避難所等に配置する。

エ 派遣される医療チームは自立的な活動を原則とするが、派遣が長期間にわたる場合には、必要に応じて、保健福祉事務所等は医薬品や医療資機材の供給等の支援の調整を行う。

オ 保健福祉事務所等は、医療チームが不足する場合には、医務課に対して追加の派遣を要請する。

カ 地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーター（災害医療サブコーディネーター）と連携して活動する。

キ 保健福祉事務所等は地域災害医療コーディネーターと協議の上、派遣された医療チーム（自主的に参集する医療チームを含む。）を、EMIS等を利用し一元的に管理するとともに、医療チーム

同士の引き継ぎができるよう調整を行う。

ク 保健福祉事務所等は、地域災害医療コーディネーター及び地域災害医療対策会議と連携し、災害後の被災者のメンタルヘルス、感染症対策、歯科保健対策等の健康管理活動を実施する。

ケ 急性期から亜急性期への移行が円滑に行われるよう、医務課及び保健福祉事務所等は、医療チームに関する情報、医療機関の被災状況の情報等の引き継ぎを適切に行う等連携して対応する。

## (2) 避難所等のアセスメント

ア 避難所等の医療ニーズの把握は原則として市町村（保健所設置市にあつては市保健所）が実施することとし、市町村が被災により調査活動ができない場合には、県保健福祉事務所が当該市町村に派遣される医療チームや災害拠点病院等の協力を得て避難所等の調査を行う。なお、保健福祉事務所等が被災により調査活動ができない場合には、医務課が調査を行う。

イ 避難所等の医療ニーズは「避難所アセスメントシート」等により調査を行い、保健福祉事務所等は調査結果を取りまとめ、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図るとともに、管轄区域内の避難所等で活動する全ての医療チームと情報共有を図る。

## 3 慢性期（発災1週間程度経過後から通常の地域の医療体制に復帰するまで）

### (1) 医療チームの撤収

ア 保健福祉事務所等は、2（1）と同様に医療チームの受入・配置調整を行う。

イ 保健福祉事務所等は、医師会等を通じ地域の医療機関の機能回復状況を調査し、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図るとともに、医療・防疫班に設置された各チームの調整本部と調整し、地域災害医療コーディネーターと協議の上、医療チームの撤収を決定する。

ウ 医療チームの撤収の決定にあたっては、地域の医療機関の機能回復状況、避難所等地域の医療ニーズ、医療チームの撤収が地域の医療機関に与える影響等を考慮する。

### (2) 医療チーム撤収後の対応

医療チーム撤収後、通常の地域の医療体制に復帰するまでの間、保健福祉事務所等は、地域災害医療対策会議において関係機関と情報共有を図り、地域災害医療コーディネーターと協議の上、地域において必要とされる医療が確保されるよう調整を図る。

## III 局地災害の対応

局地災害発生時には、DMATについては「県内局所災害発生時における群馬DMAT派遣要請マニュアル」に基づき対応するほか、次のとおり対応するものとする。

### 1 地域災害医療コーディネーターの役割

地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーター及び基幹災害拠点病院と連携して、多数傷病者の搬送先の調整を行う。

### 2 地域災害医療対策会議の役割

ア 保健福祉事務所等は必要に応じて地域災害医療対策会議を開催するものとし、会議を開催することが困難な場合には、電話、電子メール等により会議を構成する関係機関と情報共有を図る。

イ 地域災害医療対策会議を構成する関係機関は地域災害医療コーディネーターの要請に応じて必

要な対応を行うものとする。

#### IV 平時の準備

##### 1 連絡先・連絡方法の確認

ア 保健福祉事務所等は地域災害医療対策会議を構成する機関のほか、必要に応じて以下の機関の連絡先、担当者、連絡方法を調査し、連絡先名簿を作成することにより地域災害医療対策会議において情報共有を図る。

災害拠点病院以外の医療機関、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、日本赤十字社等の医療関係団体、医薬品関係団体、医療機器関係団体、衛生検査所・給食業者等の医療関連サービス事業者、消防機関、警察機関、精神保健センター、市町村等の関係行政機関、水道・電気・ガス・電話等のライフライン事業者、自治会等の住民組織 等
--

イ 保健福祉事務所等は平時から EMIS、衛星電話、防災無線等の使用方法を確認し、災害発生時に適切かつ確実に使用できる体制を確保する。

##### 2 訓練等の実施

ア 保健福祉事務所等は地域災害医療コーディネーターと連携し、本指針に定める内容を適切に実施できるよう、地域災害医療対策会議の構成機関とともに災害拠点病院の訓練に参加するなど、定期的（年1回程度）に訓練を実施するよう努める。

イ 保健福祉事務所等及び地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療対策会議の構成機関とともに県等が実施する災害医療に関する研修に参加するほか、管轄区域内の関係機関を対象とした研修を開催するよう努める。

ウ 保健福祉事務所等及び地域災害医療コーディネーターは県等が実施する災害医療に関する訓練へ参加するよう努める。

#### 附 則

この指針は平成27年12月17日から施行する。

# 吾妻地域災害医療対策要項

## I 目的

本要項は、群馬県地域災害医療対策指針を補完することを目的とする。

## II 広域災害（大地震等）の対応

### 1 急性期（発災から48時間程度まで）

#### (1) 吾妻地域災害医療調整本部の設置等

ア 吾妻保健福祉事務所は、地域災害医療コーディネーターと協議し、設置が可能な状況となり次第、地域災害医療に対応するため吾妻地域災害医療調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

イ 調整本部の設置場所は、吾妻保健福祉事務所とする。

ただし、吾妻保健福祉事務所が被災し使用できない時は、地域災害医療コーディネーターと協議し、原町赤十字病院に設置する。

ウ 調整本部のスタッフは、吾妻保健福祉事務所、吾妻広域消防本部、町村、原町赤十字病院の職員による。

エ 調整本部は、吾妻地域災害医療対策会議の委員及びその他の関係機関にFAX又はその他の方法により、調整本部が設置されたことを連絡する。

オ 吾妻地域災害医療対策会議は、原則として調整本部の設置場所で開催する。

カ 吾妻地域災害医療対策会議の委員及びその他の関係機関は、調整本部に地域災害医療対策に必要な情報を提供する。

#### (2) 調整本部の役割

ア 報告された情報（医療機関の被災状況及び稼働状況、医療チームの状況、救護所及び避難所の設置状況及び医療ニーズ、道路状況等）の共有を行う。

イ 報告された医療ニーズを適切に把握・分析し、派遣された医療チームの受入・配置先の調整を行う。

イ 医療チームが不足する場合は、医務課に追加の派遣を要請する。

#### (3) 地域災害医療コーディネーターの役割

ア 避難所等での医療ニーズの把握・分析を行う。

イ DMATなどの医療チームの受け入れ及び配置調整を行う。

ウ 局地災害において発生した多数傷病者の受け入れ先の調整を行う。

### 2 亜急性期（発災48時間程度から1週間程度まで）

#### (1) 調整本部の継続設置

ア 吾妻保健福祉事務所は、調整本部を引き続き設置する。

### 3 慢性期（発災1週間程度経過後から通常の地域の医療体制に復帰するまで）

#### (1) 調整本部の廃止等

ア 吾妻保健福祉事務所は、地域災害医療コーディネーターと協議し、医療チームの撤収状況、地域の医療体制の復帰状況等をふまえ、調整本部を廃止する。

## 附 則

この要項は平成29年10月17日から施行する。